

農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）の  
開催について

平成 25 年 5 月 21 日  
農林水産業・地域の活力創造本部決定  
平成 27 年 2 月 13 日  
一部改正  
平成 27 年 10 月 9 日  
一部改正（案）

1. 農林水産業・地域の活力創造本部を補佐し、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討し、施策の進捗管理を行うため、農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 幹事会の庶務は、農林水産省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

「農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）」構成員

座長	内閣官房	内閣官房副長官補（内政）
副座長	内閣官房	内閣審議官
	農林水産省	大臣官房総括審議官
構成員	内閣官房	日本経済再生総合事務局次長
	内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
	内閣府	沖縄振興局長
	内閣府	規制改革推進室長
	消費者庁	次長
	復興庁	統括官
	総務省	大臣官房地域力創造審議官
	<u>法務省</u>	<u>入国管理局长</u>
	<u>外務省</u>	<u>経済局长</u>
	財務省	大臣官房総括審議官
	文部科学省	生涯学習政策局長
	厚生労働省	政策統括官（社会保障担当）
	経済産業省	経済産業政策局地域経済グループ地域経済産業審議官
	国土交通省	総合政策局長
	環境省	総合環境政策局長

(※本部長に法務大臣及び外務大臣が追加されたことに伴い、下線部を追記。)